

障害福祉サービス 短期入所事業重要事項説明書

令和6年7月15日改定

1. 事業者の概要

名 称	社会福祉法人多摩養育園
法 人 種 別	社会福祉法人
法 人 住 所 地	東京都八王子市八木町8番11号
電 話 番 号	042-623-3388(代)
代 表 者 氏 名	理事長 足利 正哲
法人の沿革・特色	昭和23年1月開設、昭和28年5月法人認可。以来時代の要請にこたえ各種の施設を開設し、現在 20 施設を運営する法人となる。
法人が運営する施設・拠点等	特別養護老人ホーム2ヵ所、養護老人ホーム2ヵ所、障害者支援施設1ヵ所、共同生活援助1ヵ所、救護施設1ヵ所、保育所11ヵ所、指定管理事業所 4 ヵ所を運営している。

2. 事業所の概要

事業所の名称	精 華(障害者支援施設) 定員 80 名
事業所の種類	障害福祉サービス(短期入所) 定員 4 名
事業所番号	1312400037
事業所の所在地	東京都八王子市鎌水 428 番地
電 話 番 号	042-676-9178 (代)
サービス提供地域	東京都内
サービス提供日・時間	利用時より退所まで

事業所の運営方針	併設主体施設のサービス計画に基づき、利用者が可能な限り、その地域における生活に移行できることを念頭に置いて援助、支援等を行い、自立した日常生活を営むことができることを目指す。
自己評価の実施	厚労省、入所施設サービス評価等のガイドラインにより、主任・副主任が中心となり職員が自己評価を行い、日常支援に反映させる。
第三者評価の実施	東京都の福祉サービス第三者評価を受審。また、施設独自のオンブズマンによる巡回相談実施。
職員研修	計画にもとづき施設内外の研修に参加できる環境を作り、資質向上を図る

3. 事業所の職員体制(併設主体施設)

職 種	常 勤 (人)	非 常 勤 (人)	合 計 人 数 (常勤換算)	資 格 等
管 理 者	1		1	介護福祉士
サービス管理責任者	4		3	社会福祉士他
生活支援員	32	20	47.8	介護福祉士他
作業療法士		1		作業療法士
介 助 員	1		1	
医 師		2	(0.8)	医師
看 護 師	2	0	2	看護師、准看護師
管理栄養士	1		1	管理栄養士
事 務 員	1	2	3(2.8)	日商簿記他

4. 事業所のサービスの内容及び費用

(1) 日常生活支援

種	類	内	容
居	室	東京都八王子市鎌水 428 番地 精華内	短期入所利用者居室
食	事	・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ＜食事時間＞ 朝 食 (8:00～8:30) 昼 食 (12:00～12:45) 夕 食 (18:00～18:45)	
排	泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄支援を行うとともに、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。	
入	浴	・週 3 回の入浴を行います。ただし、利用者の心身の状況により入浴することが困難な場合は、清拭となる場合があります。	
洗	濯	・利用者のできる範囲で洗濯に参加するよう促し、職員が支援します。	
着	脱	衣	・生活のリズムを整え、毎日の着替えを行います。
整	容	(歯磨き・洗面含む)	・個性に配慮し、身だしなみを整える、髭を剃る等の適切な整容が行われるよう支援します。 ・シーツは、入所時に洗濯したものを設置し、退所時に洗濯します。シーツ類の交換は、金曜日となっております。汚れた場合は、随時交換します。
清	掃		・利用者のできる範囲で清掃に参加するよう促し、職員が支援します。
費	用		・食費 1 日 916 円、尚特別食提供時は、別途料金がかかります。 ・日用品費:シャンプー、トイレトペーパー等の日用品 ・光熱水費、寝具クリーニング代(1泊につき) ・利用料

(2) 余暇活動支援

種	類	内	容
行	事	・お花見、鑓水の里納涼祭、かき氷大会 クリスマス、忘年会、演芸会、誕生会などがあります。	
余	暇	活 動 ・ホーム喫茶等があります。	
日	中	活 動 ・日中活動は「はつらつ」に参加します。ご本人に合った活動を提供します。	

(3) 地域生活移行支援の取り組み

送迎サービスは行っておりません。

(4) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

- ・ご利用の前日午後 5 時までにご連絡いただいた場合 → 無料
- ・上記の時間までにご連絡いただかなかった場合 → 食費実費

(5) 支払方法

上記利用料金の支払いは、1 か月(月末時締め)ごとに計算し、翌月 15 日までに請求書を送付致しますので月末までにお支払ください。支払いは、原則として口座振込の方法でお願いします。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始について

- ① 短期入所サービスの利用を開始する場合は契約を締結し、契約期間は契約日よりその年度末(3月31日)までとし、毎回の利用については「障害福祉サービス事業(短期入所)利用契約書」にて定めます。
- ② サービスの提供に当たっては、適切な短期入所サービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保険医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) 利用申し込み方法

- ① 予約の取り方 → 2 か月前の 1 日 10:00 より、電話受付を致します。
(電話受付のみ)
1 日が土・日・祝の場合は、翌月曜日となります。

② 毎回の利用期間は契約書別紙にて定めます。

③ 契約に関わる苦情及び相談窓口

担 当 者	太田 たか子
電 話 番 号	042-676-9178
受 付 時 間	9:00～16:00

(3) サービスの終了

- ① 利用者が当事業者に対し7日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合はこの契約を解除することができます。ただし、利用者の急変、急な入院などやむを得ない事情ある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
- ② 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③ 利用者がサービス利用料金の支払いを正当な理由なく1か月以上滞納し、期間を定めて再三勧告したにもかかわらず、その期限までにお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス事業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④ 当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の60日前までに文書で通知します。
- ⑤ 利用者が感染症に罹患した場合及び、事業所内で感染症が発生した場合は、ご利用を中止させて頂く場合がございます。
- ⑥ 次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が障害福祉サービス施設に入所した場合
 - (2) 介護給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合。
(所定の期間の経過をもって終了します)
 - (3) 利用者が亡くなった場合

① 当事業所が提供するサービス等についての苦情・相談窓口

担 当 者	福祉係主任 石川 美奈
電 話 番 号	042-676-9178
受 付 時 間	9:00～16:00

※ なお、当事業者では苦情対応について独自の取り組みを行っています。

事業所では苦情解決委員会の設置を行い、また、法人全体としても苦情解決に関して積極的に取り組んでおります。

また、東京都福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても市区町村等と連携しながら苦情対応を行っています。

居宅援護他	別紙参照
担 当 部 署	八王子市 障害者福祉課(指定担当)
電 話 番 号	042-620-7479
担 当 部 署	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正委員会事務局
電 話 番 号	03-5283-7020
受 付 時 間	月曜日～金曜日 9:00～17:00

② サービスの利用に際し、当事業所が留意すべき事項

③ 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡するなど必要な処置を講ずる他、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

【主治医】

医 療 機 関 名	
住 所	
電 話 番 号	
主 治 医 氏 名	

【ご家族緊急連絡先】

氏 名	
所 在 地	
電 話 番 号	
続 柄	

令和 年 月 日

障害者短期入所サービス利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基
いて、重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 〒192-0055
東京都八王子市八木町 8 番 11 号
名称 社会福祉法人多摩養育園

契約締結権限者
精華 施設長 加藤 敏隆 印

説明者 所属 サービス管理責任者
氏名 太田 たか子 印

私は、契約書及び本書面により、これからサービスを受ける障害者短期入所利用に
ついて事業者から説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

代理人または、 住所
立会人等

氏名 印

利用者との続柄
